



浦添市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

浦添市長

松本哲也

浦添市条例第 27 号

浦添市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
浦添市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例（平成6年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者

第4条中「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第21条第2項」を「省令第18条の3第1項」に、「確認したうえ」を「確認した上」に改める。

第7条第2項中「確認したうえで」を「確認した上」に改める。

第11条第1項中「審査のうえ」を「審査の上」に改める。

第12条中「省令第19条第1項第1号トに規定する代理人」を「省令第18条の3第1項第7号に規定する代理人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

浦添市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例（平成6年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例 平成6年9月27日 条例第23号 （登録者の資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者とする。 <u>（1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号の職務代行者</u> （2）～（4） 〔略〕 （登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、<u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）</u>の記載事項並びに代表者等が個人として登録している印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査し、当該申請が適正であることを<u>確認したうえ</u>、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）に登録しなければならない。 （認可地縁団体印鑑登録証明書の申請及び交付）	浦添市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例 平成6年9月27日 条例第23号 （登録者の資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者とする。 <u>（1） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者</u> （2）～（4） 〔略〕 （登録） 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、<u>省令第18条の3第1項</u> <u>の</u>規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに代表者等が個人として登録している印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査し、当該申請が適正であることを<u>確認した上</u>、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）に登録しなければならない。 （認可地縁団体印鑑登録証明書の申請及び交付）

第7条 〔略〕

2 市長は、前項の申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、申請書に押印された認可地縁団体の印影と印鑑登録原票に登録された印影との照合を行い、当該申請が適正であることを確認したうえで、当該申請者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。

（認可地縁団体印鑑登録の抹消）

第11条 市長は、第9条の認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請があったときは、審査のうえ、認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。

2 〔略〕

（代理人による申請）

第12条 市長は、第3条、第7条及び第9条のそれぞれに規定する申請を省令第19条第1項第1号トに規定する代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

第7条 〔略〕

2 市長は、前項の申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、申請書に押印された認可地縁団体の印影と印鑑登録原票に登録された印影との照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。

（認可地縁団体印鑑登録の抹消）

第11条 市長は、第9条の認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請があったときは、審査の上、認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。

2 〔略〕

（代理人による申請）

第12条 市長は、第3条、第7条及び第9条のそれぞれに規定する申請を省令第18条の3第1項第7号に規定する代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。